

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

◆ マイホームの効果的な贈与

Q：子供が、マイホームを持ちたいが、資金が足りないと言っています。親としては援助をしたいのですが、税金がなるべくかからないようにするにはどうしたらよいでしょうか。

A：子供や孫がマイホームの取得を計画している場合、住宅取得資金の贈与については、贈与税の特例計算が認められています。

これは今回改正により1,000万円まで特例計算の枠が拡大され、1,000万円の贈与でも70万円の贈与税で済むこととなります。

しかし、特例には要件がありますし、また住宅取得資金の贈与だけでは資金繰りが見つからないことがあるかもしれません。

そのような場合には、まず親がお金を出して不動産を購入し、その後2～3年経ってから、この不動産を贈与しますと、子供は資金なしで（贈与税の負担は必要ですが）マイホームを自分のものにすることができます。

贈与を受ける場合には、妻や子供も含めて受贈者の人数を多くしたり、1年に全部贈与しないで何年かに分けて贈与すれば、贈与税の負担が少なくなります。

ただし、複数の年度に分ける場合には、最初から全部の物件を贈与する契約が成立しているとみなされないために、年度によって贈与する割合を変えるなどの注意が必要です。

